

鳥取県森林認証材普及拡大事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（毎年12月10日（休日の場合は直前の平日）まで）

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

○申請内容が補助要件に合致していれば交付決定を通知します。
* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金において、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業内容の行為が完了した日
※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日を経過する日又は2月28日（休日の場合は直前の平日）のいずれか早い日）

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出を受け、補助対象経費の支払いを確認した後、補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先 農林水産部 森林・林業振興局 県産材・林産振興課
電 話：0857 - 26 - 7308
メール：kensanzai-rinsan@pref.tottori.lg.jp